

(屋内の基準)

第32条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について規定したものである。

なお、キュービクル式等の鋼板等の外箱に容器又はタンクを貯蔵し、又は取り扱う場合で、外箱内に人が入って点検等の作業を行うものについては、当該箱内を屋内として取り扱い、本条の規定を適用すること。

1 第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の室内の壁等の構造について規定したもので、壁等が木造の場合には、不燃材料で被覆する必要がある。この場合において、当該被覆については、室の内部のみで差し支えない。

2 第2号

室の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、本号に規定する「**防火戸**」とする必要はない。

3 第3号

(1) 「**危険物が浸透しない構造**」とは、条例第32条の3第2項第2号の【解釈及び運用】によること。

(2) 「**適当な傾斜**」とは、条例第32条の3第2項第2号の【解釈及び運用】によること。

(3) 「**ためます**」は、条例第32条の3第2項第2号の【解釈及び運用】によること。

(4) 原則として、大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究室等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、実験室等から規制範囲外へ危険物が流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して差し支えない。

4 第4号

「**架台**」の構造等については、条例第32条の3第2項第3号の【解釈及び運用】によ

ること。

5 第5号

(1) 「**採光、照明**」については、次によること。

ア 照明設備が設置され、十分な照度を確保している場合にあっては、採光を設けないことができる。

イ 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

(2) 「**換気**」については、次によること。

ア 換気設備は、次のものをいう。

(ア) 自然換気設備（給気口と換気口により構成されるもの等）

（図32-3-2-1参照）

(イ) 強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）

(ロ) 自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）

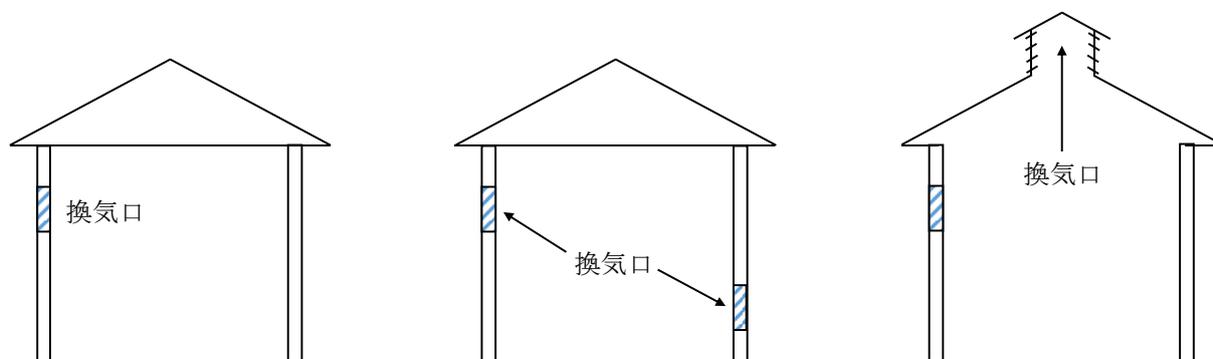


図32-3-2-1 自然換気設備の例

イ 排気設備との兼用

本条第6号に規定する可燃性の蒸気等を屋外の高所に排出する設備（以下「排出設備」という。）により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設しないことができる。

6 第6号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、前号の規定により換気の設備を設けなければならないが、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることを特別に規定している。この場合、蒸気等を排出する場所については、火気使用設備の有無等を十分に考慮しなければならない。

(1) 「**可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合**」とは、次の場合をいう。

ア 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合

(ア) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

(イ) 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合

粉体硫黄や金属粉等で、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものを取り扱う場合

(2) 「屋外の高所に排出する設備」とは、次によること。

ア 排出は屋外の地上 2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1 m以上離れていること。

イ 排出設備は、次のいずれかの例により設けること。

(ア) 自動強制排出設備 (図 3 2 - 3 - 2 - 2 参照)

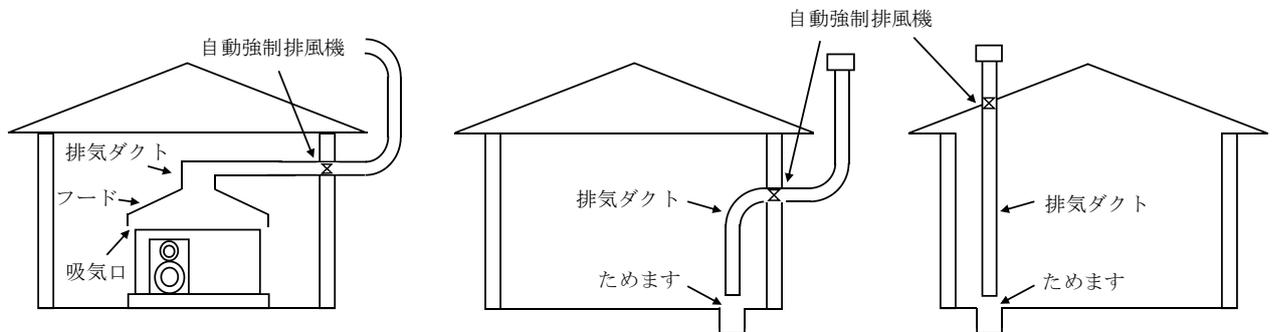


図 3 2 - 3 - 2 - 2 自動強制排出設備の例

(イ) 強制排出設備 (図 3 2 - 3 - 2 - 3 参照)

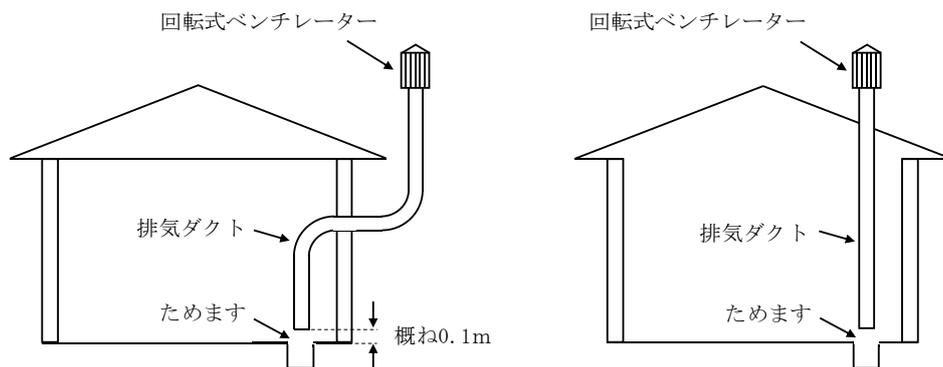


図 3 2 - 3 - 2 - 3 強制排出設備の例